

金沢大学 AD-URBAN Open Image Dataset 利用規約

金沢大学 AD-URBAN Open Image Dataset 利用規約（以下「本規約」という。）では、金沢大学高度モビリティ研究所（以下「データセット提供者」という。）から利用者へのデータセットの提供に関し必要となる事項を定める。利用者がデータセットの提供を受ける場合、本規約の条件に同意したものとみなす。

（定義）

第1条 本規約において、次に掲げる用語は次の定義による。

- (1)「データセット」とは、データセット提供者が利用権限を有し、本規約に基づき、データセット提供者が利用者へ提供する走行映像データベースに関するデータセットをいう。データセットには、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報は含まないことをデータセット提供者は保証する。
- (2)「利用者」とは、大学、学術研究機関又は企業に属する組織又は個人のうち、データセット提供者がデータセットの利用を許諾した組織又は個人をいう。
- (3)「本目的」とは、研究開発目的をいう。

（データセットの提供方法）

第2条 データセット提供者は、利用者に対し、データセットのダウンロードリンクを送付する方法により提供する。

（データセットの利用）

第3条 利用者のみが、データセットを利用することができる。

- 2 利用者は、データセットを本目的の範囲内でのみ利用することができる。
- 3 利用者は、本目的以外の目的でデータセットを複製、加工、分析、編集、統合その他を含む利用をしてはならない。
- 4 利用者は、データセットを第三者に販売、開示、提供、譲渡、利用許諾、漏えいしてはならない。ただし、データセット提供者が利用者に対して明示的に許諾したときは、この限りでない。
- 5 利用者は、本規約で明示的に規定されているものを除き、データセットについて、内容の訂正、追加又は削除を行ってはならない。
- 6 データセットに関する知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これに限らない）は、データセット提供者に帰属する。ただし、データセットのうち、第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではない。

（利用の停止又は制限）

第4条 データセット提供者は、利用者が本規約に違反したときは、当該利用者に対する通

知その他一切の手続を要することなく、当該利用者に対し、データセットの全部又は一部の利用を停止若しくは制限し、データセット（複製物を含む。）の破棄を求めることができる。

（非保証・免責）

第5条 データ提供者は、データセットの正確性、完全性、安全性、有効性及び本目的への適合性その他に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしないものとし、利用者は、当該データセットを利用するか否かについて自らの責任で判断するものとする。

2 データセット提供者は、利用者に対し、データセットの利用が第三者の知的財産権、その他の権利を侵害しないことを保証しないものとし、利用者は、当該データセットの権利関係について自らの責任で判断するものとする。

3 利用者は、データセットを利用したこと起因して発生した責任及び損害（第三者の権利の侵害も含む。）について、自らこれを負担し、データセット提供者は一切の責任を負わず、関与しない。

（データセットの管理）

第6条 利用者は、データセットを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管しなければならない。

（損害軽減義務）

第7条 利用者は、データセットの漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等本規約に違反するデータセットの利用（以下「データセットの漏えい等」という。）を発見した場合、直ちにデータセット提供者にその旨を通知しなければならない。

2 利用者の故意または過失により、データセットの漏えい等が生じた場合、利用者は、自己の費用と責任において、データセットの漏えい等の事実の有無を確認し、データセットの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容をデータセット提供者に報告しなければならない。

（データセットの利用に基づいて生じた知的財産の取扱い）

第8条 データセットの利用者の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権は、利用者に帰属する。

（研究成果の公表）

第9条 利用者は、データセットを利用した研究成果を公表する場合、金沢大学 AD-URBAN Open Image Dataset を用いた研究成果であることを明示しなければならない。

（損害賠償）

第10条 利用者は、本規約に違反した場合その他故意又は過失によってデータセット提供者に損害（合理的な範囲内の弁護士費用を含む。）を与えた場合には、これを賠償する責任を負う。ただし、損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべからざる事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

（非譲渡性）

第11条 利用者は、事前にデータセット提供者の書面による承諾を得ることなく、本規約上の地位及び権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（反社会的勢力でないことの表明）

第12条 利用者は、以下の各号に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為を行わないこと。
 - ア 反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (4) 取締役、執行役員及び実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと及びそれらの者が反社会的勢力と交際がないこと。
- (5) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力と交際がないこと。

2 利用者は、自らが前項に違反していることを発見した場合、直ちにデータセット提供者にその事実を報告するものとする。

3 データセット提供者は、利用者が第1項に違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく、当該利用者に対し、データセットの利用を停止させ、データセット（複製物を含む。）の破棄を求めることができる。

4 前項の規定により利用者に損害が生じたとしても、データセット提供者は、一切の損害賠償義務を負わない。

5 利用者が第1項に違反したことにより損害を被った場合、データセット提供者は、当該

損害について損害賠償を当該利用者に請求することができる。

(規約の変更)

第13条 データセット提供者は、必要と判断した場合に本規約を改定できるものとする。

2 データセット提供者は、本規約の改定を行った場合には、改定後の本規約を金沢大学高度モビリティ研究所のホームページを通じて利用者に周知し、改定後の本規約は改定時から有効とする。

(紛争解決)

第14条 本規約は日本法を準拠法とする。本規約に関する訴えは、金沢地方裁判所の管轄に属する。本規約に関して紛争が生じた場合は、利用者及びデータセット提供者は誠意をもって協議し、問題を解決することに努めるものとする。